○文部科学省告示第三十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年三月八日

文部科学大臣　髙木　義明

名称	所在地	地域
赤坂遺跡	神奈川県三浦市初声町三戸字ハタ	二三二番、二三三番、二三四番一、二三四番二、二三五番一、二四〇番二、二四一番一、二四二番一、二四二番四、二四三番、二四四番一、二四九番 神奈川県三浦市初声町三戸字ハタ二三二番と同二四九番に挟まれ、同二三三番と同二四八番に挟まれるまでの道路敷のうち実測三六・八六平方メートル 備考　道路敷については、地域に関する実測図を神奈川県教育委員会及び三浦市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百四十四号

犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）第四条第一項の規定に基づき、平成十一年十二月二十七日農林水産省告示第千六百二十八号（犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「ノルウェー」の下に「（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。）」を加える。

○農林水産省告示第五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字桝田字三ノ宮一六八の四、字山口一六九の三、字倉谷ヨリ百坂迄一七〇の六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字原字水源山五〇四の五、五〇五、五〇四の二から五〇四の四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字原野五一〇の一・五一一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字一ノ井手五九三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県飯田市南信濃八重河内一六五六の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字豊栄字山田二三七三、二三七六、二三九九の一、二三九九の二、二三九九の三、二三九九の四、二三九九の五、二三九九の六、二三九九の七、二三九九の八、二三九九の九、二三九九のヘ、二三九九のチ、二三九九のリ、字北アガット三四八七の一、三四八七の三、三五一三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山田二三七六、二三九九の一、二三九九の二、二三九九の九、二三九九のチ、二三九九のリ、字北アガット三四八七の一（次の図に示す部分に限る。）、三四八七の三、三五一三の一

（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪字山越三八三三、字仁藏山三八三九から三八四五まで、三八四六の一、三八四六の二、三八四七のイ、三八四七のロ、三八四八から三八八二まで、字一ノ堀三八九六の二、三八九七の一、三八九七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字仁藏山三八四〇から三八四五まで・三八四六の一・三八四六の二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字和合六八六

二　指定の目的　水源のかん養